

# 事業の目的

本区間の整備により、以下のような整備効果が期待されます。

## 交通の円滑化

- 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業に合わせて整備することで、南北方向のアクセス性が向上します。
- 自動車交通が分散され、周辺道路の交通の円滑化に寄与します。

## 安全性・快適性の向上

- 車道と分離された歩道や、自転車通行空間を整備することで、地域のみなさまが安全・快適に通行できるようになります。
- 電線類の地中化（無電柱化）により、景観に優れた道路空間を創出します。

## 防災性の向上

- 無電柱化により、震災時に電柱が倒れる恐れがなくなるため、緊急車両の通行や緊急物資の輸送が円滑にできるようになります。

# 整備イメージ



補助132号線  
石神井町三丁目付近



練馬主要区道67号線  
西大泉五丁目付近

# お問い合わせ先

○事業に関すること  
練馬区 土木部 計画課 道路整備担当係  
電話：03-5984-1489

○用地取得に関すること  
練馬区 土木部 特定道路課 道路用地担当係  
電話：03-5984-1253

# 道路整備計画のあらまし

東京都市計画道路

## 補助第135号線

（青梅街道～新青梅街道間）

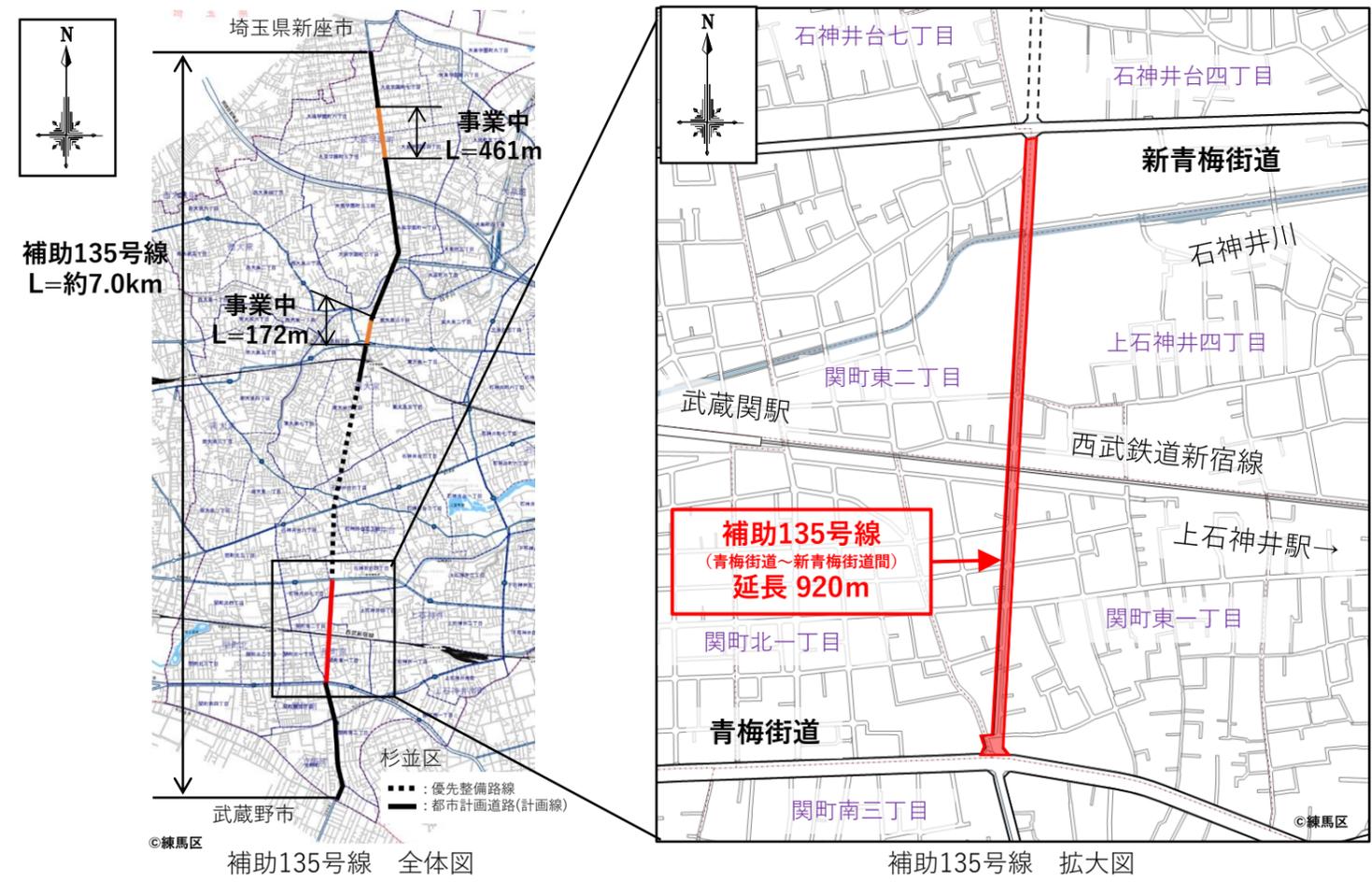


練馬区

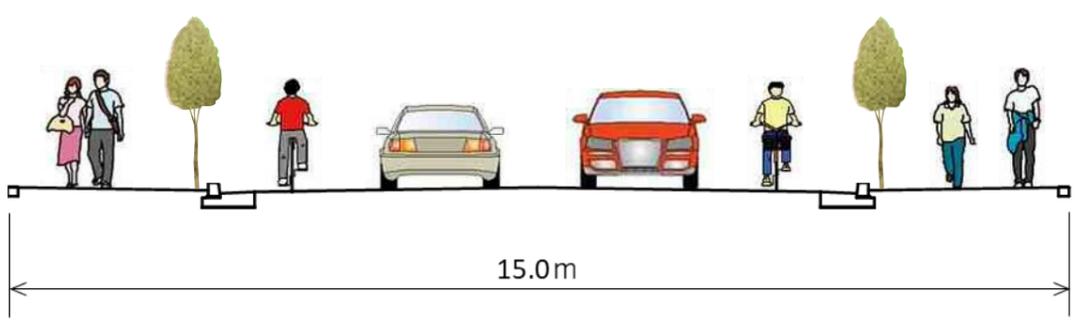
# 事業の概要

施 行 者 練馬区  
 事業の名称 東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第135号線  
 事業地 練馬区関町北一丁目、関町東一丁目、関町東二丁目、  
 上石神井四丁目、石神井台七丁目および石神井台四丁目  
 各地内  
 事業認可日 令和7年10月31日  
 認可の期間 令和7年10月31日から令和17年3月31日まで  
 延長・幅員 延長 920m 幅員 15m

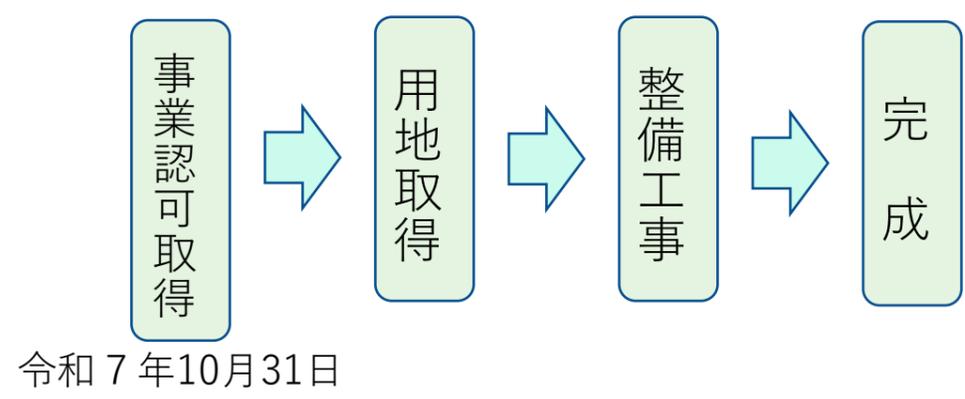
# 平面図



# 標準断面図 (イメージ)



# 事業の流れ



# 事業地内に土地・建物をお持ちの皆様へ

## ○都市計画法に基づく制限等について

事業認可に伴い、事業地内には都市計画法に基づく制限等が発生することとなります。  
 概要については以下のとおりです。

### <建築等の制限>

都市計画法第65条の規定により、練馬区長の許可を受けなければ、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築、その他工作物の建築（都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除く）または、移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行うことができません。

### <土地建物等の先買い>

都市計画法第67条の規定により、事業地内の土地建物等を施行者（練馬区）以外の者に有償譲渡しようとする方は、その土地建物等の予定価格の額および譲り渡そうとする相手方、その他決められた事項をあらかじめ書面をもって施行者（練馬区）に届け出ていただくことになっております。

届け出があった後、30日以内は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。練馬区においても買取のご相談をさせていただきます。